

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第7回）
議事概要

- 1 日時：令和4年5月11日（水）13:00～15:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長
上原経営企画部調査室長
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
西嶋オペレーション改革部長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局郵政行政部 今川郵行部長、高田企画課長、
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 事務局 説明 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子（案）
 - (2) 意見交換
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 事務局より、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子案について説明があった。
 - 構成員より、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子案について以下のとおり意見が表明された。
 - ・ 受託調査業務における留意点にて、委託元が信書の秘密を取得することとならないようにする措置の例について、具体的にどのような処理を行うのかが読み取れるよう記載するべきではないか。
 - ・ テレマティクス端末 Dcat（配達コミュニケーション支援ツール）によりデータベース化しているデータ（速度情報、位置情報、走行軌跡、配達時間等）について、

現状の収集状態を把握するためにより具体的に記載するべきではないか。

- ・日本郵政・日本郵便の取組におけるデータガバナンス体制の構築について、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」も参照すると良いのではないか。
- ・「郵便局データ活用ロードマップ」推進のために創設する総務省の「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」は、行政と有識者のみならず、消費者を加えることが重要である。また、アドバイザリーボードは、受け身のスタンスではなく、日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ等を行なう形が望ましい。
- ・日本郵政グループに立ち上げる予定のデータガバナンスWG（仮称）にて主体的に計画して進め、総務省のアドバイザリーボードが必要に応じてアドバイスをするという構造であることを、報告書骨子案の段階で明確にするべき。
- ・巨大な組織である日本郵政グループはプラットフォームとしての責任があるため、行政の関与をどのように考えていくか、外部からのモニタリングの仕組みの構築が進んでいる通信分野も参考にしつつ、検討するべき。
- ・データ活用自体がこれから本格的に始まる場所であるため、総務省のアドバイザリーボードは、データプロテクションの方向性も含めた形での能動的なモニタリング機能のある程度持たせた方が良いのではないかという印象。
- ・郵便事業者は、経済安全保障推進法上の特定社会基盤事業者に該当するなど、郵便事業は法的にも重要インフラに位置づけられている。
- ・オプトインについては、同意を形式的に取れば良いわけではなく、ユーザーに対する丁寧な説明やユーザビリティも重要である。
- ・NPOとして郵便局データの活用の意義は大きく、公的要請に応えるデータ活用について、NPO等との連携についても報告書に記載することが望ましい。
- ・スマートシティを推進するには、オプトインでのデータの同意の取得は必須であり、報告書で触れることで前に進むのではという印象。
- ・日本郵政・日本郵便の取組については、関係団体を含め、取り組む主体、いつまで、どういうレベルまで、どのような順番で取り組むのか等を明確にすることが、実務を進める上で重要となる。
- ・デジタル社会形成整備法第51条施行後（令和5年4月1日予定）は、地方公共団体にも個人情報保護法が適用されることとなるため、留意する必要がある。
- ・情報銀行等データプラットフォーマーとしてのデータビジネスについては、段階論も重要である一方、スマートシティのような取組も含めて、社会的な責任もある日本郵政グループには積極的な役割を果たして欲しいという期待もあるため、消極的になりすぎず、日本郵政グループの独自の役割を反映した形で実現してい

くのが良いのではないか。

- ・情報銀行はオプトインモデルが前提である一方、今回議論があった税の滞納整理や弁護士会照会といったオプトインとはならない公益目的でのデータ利用もあるため、オプトインモデルについてはしっかり区別する必要がある。
 - ・郵政事業は民営化したものの、インフラである性質に変わりはないため、データの利活用と保護については、法的に監督する立場として行政の関与は遠慮なくできるのではないか。
 - ・本報告書は、検討会及びWGの委員が何を政府に提言するのかが重要である。取りまとめに向けて、報告書骨子案に挙げられている総務省の取組に過不足がないか、それらはどのように素早く実装できるか等に着目して進めていきたい。
- 総務省郵政行政部長より、日本郵政グループの信頼回復に向けたコンプライアンスやガバナンスの態勢強化については、別に立ち上げている「郵政行政モニタリング会合」の中で、本報告書の信頼回復に係る記載部分も踏まえて、引き続き適切に取り組んでいく旨の発言があった。
- 日本郵政グループより、データガバナンスWG（仮称）の短期的なミッションは、ブレーキ機能としてグループ内の規程類や社内の体制を整備することである旨説明があった。また、オプトインモデルについては、インセンティブやキラーコンテンツ等の顧客に同意いただく理由が必要であること、データを利用することについて合理性があり社会的受容性にも十分配慮されていることを前提に検討を進める旨の発言があった。

(以上)